中部地方整備局事業評価監視委員会(令和7年度 第2回)

日時:令和7年10月10日(金)14:00~16:00

場所: ウィンクあいち 9階 901

議事次第

- 1. 開会
- 2. 挨拶
- 3. 報告
 - ○第一回事業評価監視委員会の補足説明
- 4. 対象事業の説明審議
 - (1) 再評価【一括審議】

「道路事業」

- 〇一般国道1号 静清バイパス
- 〇一般国道42号 松阪多気バイパス
- (2)事後評価

「道路事業」

〇一般国道156号 大和改良

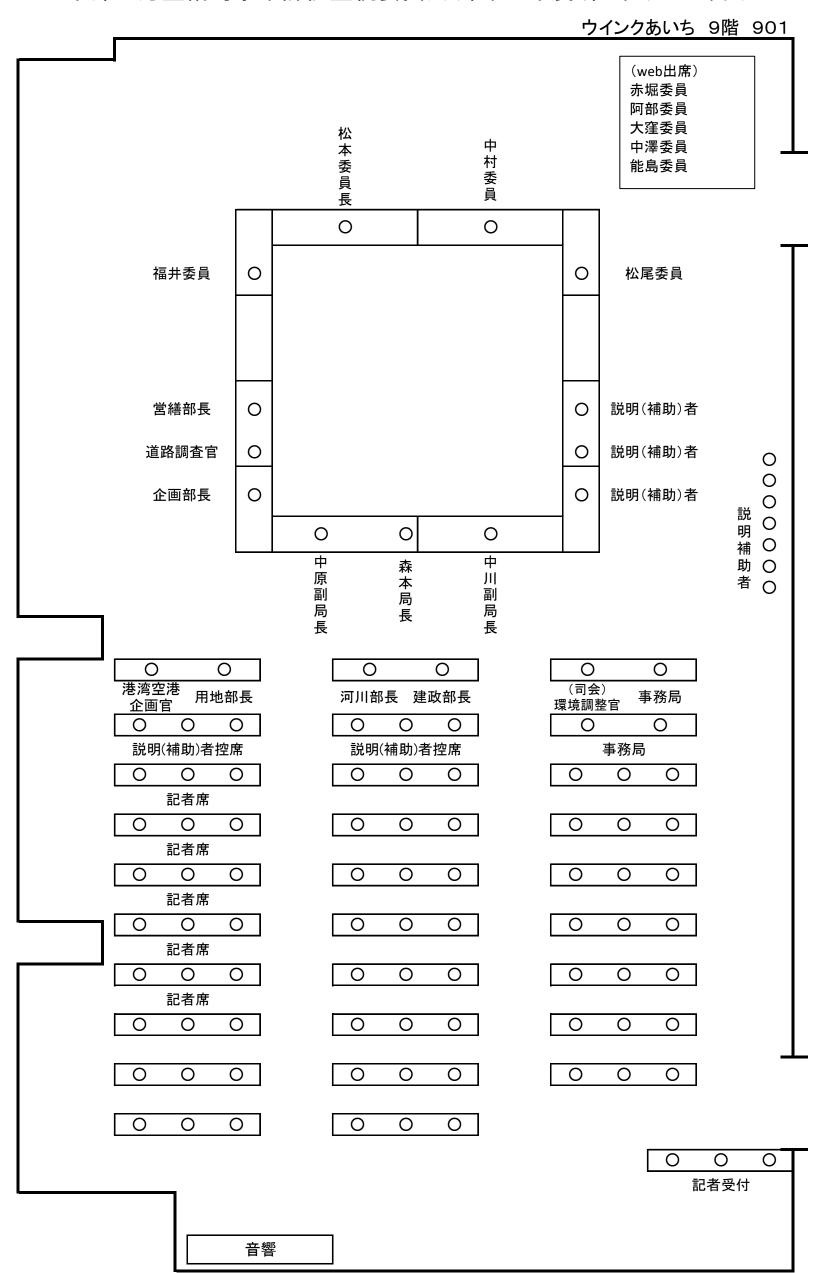
(3)再評価【重点審議】

「官庁営繕事業」

- 〇名古屋第4地方合同庁舎
- 5. その他 連絡事項
- 6. 閉会

委員				
	:つもと 公本	ゅきまさ 幸正	委員長	
	ム <u>ネー</u> おくぼ 大窪	ギル くみこ 久美子	副委員長	(WEB出席)
	・上 かほり 赤堀	りょうすけ 良介	委員	(WEB出席)
	ゥッス すべ 可部	じゅんこ 順子	委員	(WEB出席)
	:かざわ 十澤	であり、博志	委員	(WEB出席)
	かむら 中村	ともあき 友昭	委員	
の台目	じまと	のぶおと 暢 呂	委員	(WEB出席)
ু ব	ミッ 冨井	Lugō ji ji 秀剛	委員	
ま 木	ios 公尾	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	委員	
* -	Pまだ 山田	ま里	委員	御欠席
中部地方	整備	局		
も 末	かもと	ases 輝	局長	
な	:かがわ 中川	^{まさあき} 雅章	副局長	
な □	中原	_{まさあき} 正顕	副局長	
沒	まだ 賓田	ただし 禎	企画部長	
* !	うぐら 小倉	ましひこ 佳彦	建政部長	
た 下	かばたけ	えいじ 栄治	河川部長	All sett the rive
<u> </u>	sちづき 望月	たくろう 拓郎	道路部長	代理出席 おおぐち てつお 道路調査官 大口 鉄雄
\[\tau_{\tau}^{\tau}	らだ 宇田	^{みのる}	営繕部長	
き フ	t むら 木村	英雄	用地部長	
<u>み</u>	三島	^{おさむ} 理	港湾空港部長	代理出席 港湾空港企画官 富田 晃生

中部地方整備局事業評価監視委員会(令和7年度 第2回) 配席図



中部地方整備局事業評価監視委員会規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」(平成22年4月1日付け国官総第367号の2、国官技第369号の2 国土交通事務次官通知)、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」(平成21年6月1日付、国官総第43号の2、国官技第36号の2 国土交通事務次官通知)(以下「要領」という。)に基づいて中部地方整備局(以下「整備局」という。)に設置する中部地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

- 第2条 委員会は、中部地方整備局長(以下「局長」という。)の委嘱に基づき、次 に掲げる事務を行う。
 - 整備局が作成した再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表及びその事業に対する対応方針(原案又は案)の提出を受け、各事業を取りまく社会状況等を勘案し、要領に基づく再評価及び事後評価の運用状況等について報告を受けること。
 - 二 審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針(原案又は案)について審議 を行い、対応方針に対し意見等がある場合には、局長に対して意見の具申を行う こと。

(委員会の委員及び組織)

- 第3条 委員は、地域の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、局長 が委嘱する。
- 2 委員会は10人以内で組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、地域の実情を適切に反映した委員会運営とするため、 適宜、委員を委嘱することができる。
- 4 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。ただし、6年を限度とする。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 委員長は、会務を総理する。
- 9 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の運営)

- 第4条 委員会は、委員長が召集する。
- 2 委員会は、審議方法を定めた中部地方整備局事業評価監視委員会運営要領を決定する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、中部地方整備局企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課に おいて処理する。

附 則

(施行期日)

1 本規則は平成13年7月17日から施行する。

平成14年7月12日 一部改正

平成15年7月22日 一部改正

平成22年4月 1日 一部改正

令和7年度 中部地方整備局事業評価監視委員会 委員名簿

あかほり りょうすけ 赤堀 良介 愛知工業大学工学部社会基盤学科教授

あべ じゅんこ 阿部 順子 椙山女学園大学生活科学部生活環境デザイン学科准教授

なかざわ ひろ し 中澤 博志 静岡理工科大学理工学部土木工学科教授

中村 友昭 名古屋大学大学院工学研究科准教授

ふくい しゅうごう 福井 秀剛 弁護士

まっぉ な ぉ こ 松尾 奈緒子 三重大学生物資源学部生物資源学研究科准教授

やまだ え り 山田 恵里 名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授

(敬称略 五十音順)

配付資料一覧

- 議事次第
- •出席者名簿
- •配席図
- ·中部地方整備局事業評価監視委員会規則
- •令和7年度 中部地方整備局事業評価監視委員会 委員名簿
- •配布資料一覧
- ・資料1 費用分析マニュアル(令和7年2月)における原単位及び算定式の 訂正について
- ・資料 2 令和 7 年度第 1 回中部地方整備局事業評価監視委員会における 意見・質問への対応
- ・資料 3 再評価に係る県知事等意見
- ·資料 4 対応方針一覧
- 資料 5 一括審議案件一覧
- ・資料 6 一般国道 1号 静清バイパス 説明資料
- ・資料7 一般国道42号 松阪多気バイパス 説明資料
- ・資料8 一括審議案件に対する意見について
- ·資料 9 一般国道 1 5 6 号 大和改良 説明資料
- ·資料 10 名古屋第 4 地方合同广舎 説明資料
- ・資料 11 再評価に係る資料【道路事業】
- ・資料 12 再評価に係る資料【営繕事業】
- 資料 13 事後評価に係る資料【道路事業】